

岩手県告示第730号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定により、都道府県指定登録機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成27年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

都道府県指定登録機関の名称	名 称		変更しようとする 年月日
	変更前	変更後	
社団法人岩手県建築士会	社団法人岩手県建築士会	一般社団法人岩手県建築士会	平成25年4月1日